

くらしのパートナー

■発行／文京区消費生活センター 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階 TEL 03-5803-1105 FAX 03-5803-1342

もくじ

エステ運営会社の破産等のリスクに注意!...1
文京区消費生活センターの歩み...2
消費生活センターをご活用ください...4

エステ運営会社の破産等の リスクに注意!

～長期間の契約はリスクが伴います。
契約前によく検討しましょう～

ハイ!こちら
相談室です



事例1 1か月前、インターネットで見つけた脱毛エステ店に行き、18回・3年間有効の40万円のコースを36回払いで契約した。

1週間前から連絡が取れなくなり、エステ運営会社が破産した旨のショートメッセージが届いた。施術を受けられないなら信販会社の請求を止めてほしい。

事例2 2年前、エステ店で全身脱毛(15回・4年間有効)を契約した。代金30万円はクレジットカード一括払いで支払った。忙しくて数回しか通えていないので解約したいがコールセンターはいつも繋がらず、メールを送っても返信がない。最近、エステ運営会社の経営不振のニュースを知って不安になった。解約して返金してほしい。

エステティックサービスの場合、契約金額が5万円を超え、契約期間が1か月を超えるものは特定商取引法の特定継続的役務提供の規制対象となり、クーリング・オフや中途解約のルールが定められています。施術を受けていても、法定書面を受け取った日から8日間以内はクーリング・オフが、その後は中途解約をすることができます。一方で、運営会社の破産により施術が受けられなくなった、解約の手続きが進まない、

解約はできたが返金が遅延しているなど、運営会社の経営状況の影響による相談が多く寄せられます。

事例1は、事業者の破産手続きが開始されると中途解約による返金を求めることができなくなります。破産管財人からの連絡を待ちましょう。分割払いの場合、信販会社へ今後の支払い停止を主張することができます。ただし、その後の対応については各信販会社の判断となります。事例2は、引き続き解約の意思表示をすることが必要です。メールや書面で解約を伝え、運営会社から回答があればその内容とともに保存しましょう。クレジットカード一括払いの場合、法律上では支払いを停止することはできませんが、クレジットカードの発行会社が対応する場合もあるので、まずは相談してみましょう。

社会状況の変化により運営会社の経営状況が悪化すれば、契約の当事者である消費者にも影響が及びます。特に長期間の契約は先の予測が難しく、事例のようなトラブルが発生すると被害が高額になることもあります。契約前に、よく検討しましょう。

困ったときは消費生活センターへ
TEL 03-5803-1106

文京区消費生活センター

令和4年度(令和4年4月~令和5年3月)の歩み

毎年5月は「消費者月間」です。今号では、消費者月間にちなみ、令和4年度の消費生活センターの歩みを振り返ります。

● 消費生活研修会

消費生活センターでは、皆様に有益な消費者情報をお届けするために、専門の講師を招き「消費生活研修会」を開催しています。

この1年は、高齢者住宅に関すること、携帯電話教室、食品添加物についてなど様々なテーマについて、対面式やオンデマンド式(YouTube文京区公式チャンネルで期間限定公開)で開催しました。

● 夏休み親子研修会／児童館・育成室出前講座(夏休み期間中)

区内消費者団体の協力を受けて、親子(小学生児童)で参加できる研修会を実施しました。

内容は、ライトホルダーやコルクを使った動物づくりの工作と、お米についての学習です。工作やクイズなどを通し、楽しく「エシカル消費」などを学びました。

また、区内の児童館及び育成室の利用児童を対象とした「出前講座」を、区内消費者団体の協力を得て開催しました。

工作などを通して、エシカル消費などの消費生活について、楽しく学びました。



児童館出前講座

● 消費生活展

シビックセンター1階展示スペースにおいて、区内消費者団体及び関係団体が参加する「消費生活展」を、2月16日・17日の2日間にわたり開催しました。コロナ禍の影響もあり、4年ぶりの通常開催となりました。

暮らしに役立つ情報についてのパネル展示・手づくり体験・環境に配慮した物品の販売などのコーナーに、1,000人を超える来場者がありました。

クイズ解答者には、暮らしのパートナーの4コマまんがでおなじみのキャラクター「とらの子マモルくん」のエコバッグなどの啓発グッズを配布しました。



「とらの子マモルくん」
イラスト まつながもえさん

エシカル消費文京！動画コンテスト

「エシカル消費」の普及と推進を目的として、動画コンテストを開催し、多くの動画の申し込みがありました。

1次審査を通過した7作品の中から、区民による一般投票及び審査委員の厳正なる審査により、以下の通り優秀な作品が選ばれました。（敬称略）



最優秀賞(1作品)

- 「お買い物でエシカル消費！」 作：島村 彩友美



優秀賞(4作品)

- 「できることから始めよう」 作：ちい
- 「タックスイーターからタックスペイヤーへ」 作：Sign with Me × team nagi
- 「できる事から始めよう」 作：ヨコ
- 「パンのリレーで食品ロス削減」 作：諏訪 喜久子



コンテスト優秀作品動画

現在、シビックセンター地下2階「産業とくらしプラザ」入口において、上記作品の動画を放映しています。

また、YouTube文京区公式チャンネルでも配信しています。ぜひご覧になり、エシカル消費を毎日の生活に取り入れましょう。

「エシカル消費」については、右側QRコードからご覧ください。



「エシカル消費」とは？

その他に、幼児向け消費者教育（人形劇）、本誌「くらしのパートナー」の発行や高齢者や一般の方向けの消費生活出前講座などの消費者啓発も行っております。

また、消費生活センターの主要な業務の一つである「消費者相談」については、次号（7月1日発行）の誌面で、「令和4年度の消費者相談のまとめ」と題し、詳しく掲載をします。

令和5年度消費者月間統一テーマ

「デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」

社会のデジタル化が進むことで、生活は便利になり、楽しみ方の幅が拡大する一方で、新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組み・リスクの理解、情報を見極める力や情報モラル等を身に着けることが必要です。

消費者が自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄え活用することで、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことができます。

消費者が消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるように、令和5年度の消費者月間の統一テーマが掲げられました。

消費生活センターを ご利用ください

消費生活センターでは、相談業務の他にも、消費生活の安定と向上を図るため様々な事業に取り組んでいます。

消費者研修会

消費生活に関するさまざまな知識を習得していただくために、皆さんの関心が高いテーマで専門家を招いて研修会を開催しています。講座の開催予定は、区報や本誌等でお知らせします。

消費生活出前講座(無料)

消費生活相談員などが、10名以上の集まる場所に出向いて、消費者被害の未然防止に役立つ知識や情報を紹介します。(10~60分程度。お時間はご相談ください。)利用希望日の4週間前までにお申し込みください。

消費生活推進員養成講座

消費生活センターと一緒に消費者啓発活動を行う消費生活推進員の養成講座を行っています。講座開催の詳細については、区報等でお知らせします。

消費者グループ活動助成

消費者グループに対し、学習会などの事業の一部費用を助成しています。助成を受けたグループには、消費者啓発事業に協力していただきます。

お問い合わせ **消費生活センター**
☎03-5803-1105



イラスト: まつながもえ

文京区消費生活センター

文京シビックセンター
最寄駅

〒112-8555
東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階
TEL 03-5803-1105 / FAX 03-5803-1342
相談専用 TEL 03-5803-1106
受付時間 9:30~16:00(月~金 ※祝日・年末年始を除く)

- 地下鉄
東京メトロ丸の内線・南北線
⇒後樂園 下車
都営三田線・大江戸線
⇒春日 下車
- 都営バス
⇒春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスBぐる
⇒文京シビックセンター下車

